○外務省告示第六十六号

平成二十九年二月十五日にコナクリで、マムー小学校教員養成校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マムー小学校教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億五千万円

3　署名者

日本側　迫久展在ギニア大使

ギニア側　カニー・ディアロ計画・国際協力大臣

平成二十九年二月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第四十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	三トン
三	二一トン
四	二六、○二六トン
五	一、三七八トン
六	二五九トン
七	九トン
八	七・八トン
九	三九、一六四トン
一○	七、六二○トン
一一	一二、五九六トン
一二	五六、三二三トン
一三	四、五九九、三四八トン
一四	一、○二二、三○二トン
一四の二	五七五、九二六トン
一五	五一五トン
一六	五、二五二トン
一七	一○三、六四七トン
一八	一四、四九三トン
一九	一、○○九トン
二○	五五八トン
二一	二三、九三六トン
二二	二一九トン
二三	五、四九二トン
二四	七○トン
二五	○トン
二六	四、二一二トン
二七	一三、五五一トン
二八	七トン
二九	三二七トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四、五九九、三四八トン
一四	三一○、二○三トン

○財務省告示第四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十九年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十万七百四十九トン

二　冷凍牛肉　二十四万七百四十三トン

○厚生労働省告示第五十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月一日から適用する。ただし、同年二月二十八日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表Ⅱ区分087に次のように加える。

(8)　振戦軽減用（16極以上用）

①　標準型　1,640,000円

②　MRI対応型　1,720,000円

別表Ⅱ区分130(3)に次のように加える。

④　生体吸収・再狭窄抑制型　244,000円